

# 羽生市廃棄物減量等推進審議会委員の公募要領

## 第1 趣旨

この要領は、環境行政への市民参加を推進し、廃棄物減量等に関する事項の審議にあたり住民からの幅広い意見を反映させるため、羽生市廃棄物減量等推進審議会の委員（以下「委員」という。）の一部を公募により選出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 募集人員

公募する委員の数は2名とする。

## 第3 委員の任期

公募する委員の任期は、委嘱した日から2年間とし、再任を妨げない。

## 第4 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在、満18歳以上で、本市に住民登録して1年以上継続して在住していること。
- (2) 廃棄物の減量等、環境問題に関心があり、平日（昼間）の会議に出席できること。

## 第5 応募方法

- (1) 委員に応募しようとする者は、羽生市廃棄物減量等推進審議会委員応募申込書（以下、「応募申込書」とする。）に必要事項を記入し、「市のごみ問題について」の意見を含めた応募理由（任意様式、字数は400字程度）を作成し、提出するものとする。
- (2) 提出は、本市環境課に持参、郵送またはメールによる提出とし、締切日必着とする。
- (3) 提出された応募申込書等の書類は返却しない。

## 第6 応募受付期間

応募受付期間は令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）までとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。（ただし、土、日、祝日は除く。）

## 第7 公募周知の方法

広報はにゅう6月号及び公式ホームページにより募集の周知を行うものとする。  
また、募集の周知は応募受付日以前に開始するものとする。

## 第8 選考方法

- (1) 委員の選考は、応募申込書及び応募理由の内容について選考委員会が別表1の評価指標に基づき評価し、選考した結果に基づいて市長が決定する。
- (2) 選考委員会の委員は、別表2のとおりとする。

## 第9 結果の通知

- (1) 選考結果は、決定後速やかに応募者全員に文書で通知するものとする。
- (2) 選考の過程及び評点については非公開とする。ただし、自己の評定については、この限りではない。

## 第10 再公募の不実施

募集期間が終了し応募がないとき、又は応募人数に達しないとき、又は選考の結果、選出できる者がいないとき、若しくは任期途中で欠員となったとき、改めて公募は行わない。

## 第11 公募委員の失職

公募委員が第4に規定する応募の資格を満たさなくなったときは失職する。

## 第12 報酬

「羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、審議会に出席した場合について所定の報酬を支給する。

## 第13 個人情報取扱い

「羽生市個人情報保護条例」に基づき、適正な管理を行う。

## 第14 その他の事項

この要領で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

## 別表1

(1)	文章構成（テーマに沿った内容になっているか等）
(2)	積極性（廃棄物の減量等、環境問題に熱意、積極性がみられるか等）
(3)	論理性（論理展開に飛躍、矛盾がないか等）
(4)	具体性（一般論だけではなく、具体的な考えが示されているか等）
(5)	審議能力（委員としての資質が伺えるか等）

## 別表2

委員長	経済環境部長
委員	地域振興課長
委員	企画課長
委員	商工課長
委員	環境課長

## 羽生市廃棄物減量等推進審議会委員応募者選考評価表

○別添の応募理由について、下記に評価点を記入してください。

項目	満点	評価	
		応募 No. 1	応募 No. 2
(1) 文章構成	5		
(2) 積極性	5		
(3) 論理性	5		
(4) 具体性	5		
(5) 審議能力	5		
合計(25点満点)	25		

## 【項目(1)～(5)についての指標】

- (1) テーマに沿った内容になっているか等
- (2) 廃棄物の減量等、環境問題に熱意、積極性がみられるか等
- (3) 論理展開に飛躍、矛盾がないか等
- (4) 一般論だけではなく、具体的な考えが示されているか等
- (5) 委員としての資質が伺えるか等